

議案第 1 4 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の
一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 4 1 年
板橋区条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改め、「第 1 3 条」の次に「又は勤務時間条例第 1 8 条第 2 項で定める区規則」を加え、「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 4 条」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 4 条又は勤務時間条例第 1 8 条第 2 項で定める区規則」に改め、同条第 3 号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 5 条第 3 項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 5 条第 3 項又は勤務時間条例第 1 8 条第 2 項で定める区規則」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員に関し、職員団体のための行為の制限の特例を定める必要がある。